



福島医発第2123号
平成26年10月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る問題を
防止するための取組の周知について

今般、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長より都道府県労働局長宛てに、通知「医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る問題を防止するための取組について」が発出されるとともに、同省医政局総務課長他連盟で、別添のとおり日本医師会を通じて周知依頼がありました。

近年、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受け、一部の民間有料職業紹介事業者を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が生じていることから、日本医師会では、同省に対して有料職業紹介事業に関する実態把握を行うよう社会保障審議会医療部会等で求めてきました。

これを受け、同省職業安定局では、有料職業紹介事業者や医療機関を対象としたアンケート調査を実施し、今般、有料職業紹介事業者と医療機関等との間の問題を未然に防止するため、医療機関等が有料職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成するとともに、都道府県労働局においては、医療機関等からの有料職業紹介事業に係る相談や問合せがあった場合に迅速・丁寧に対応できる体制を整えることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

【添付資料】

- ・ 職業紹介事業に関するアンケート調査結果

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049528.html>)

- ・ リーフレット「職業紹介サービス利用の注意点」

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>)

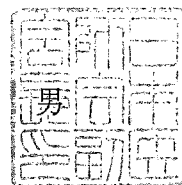
平成 26 年 10 月 23 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

中 川 俊



医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組の周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長より都道府県労働局長宛に、通知「医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る問題を防止するための取組について」が発出されるとともに、厚生労働省医政局総務課長他連名で、本会に対しても周知方依頼がありました。

民間の有料職業紹介事業につきましては、医療機関が対応に苦慮する事例が生じていることから、本会では、厚生労働省に対して、有料職業紹介事業に関する実態把握を行うよう、社会保障審議会医療部会等で求めてきました。

これを受け、厚生労働省職業安定局では、有料職業紹介事業者や医療機関を対象としたアンケート調査を実施し、今般、「職業紹介サービス利用の注意点」を記載したリーフレットを作成するとともに、都道府県労働局においては相談窓口を設置し、医療機関からの相談に迅速・丁寧に対応できる体制を整えていくこととなりました。

しかしながら、本会としては、これらの対応では不十分であると考えており、今後とも厚生労働省に対して、有料職業紹介事業を巡る様々な問題の解決に向け厳しく対応するよう求めていく所存です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

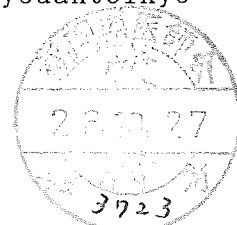
(資料)

- ・ 職業紹介事業に関するアンケート調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049528.html>

- ・ リーフレット「職業紹介サービス利用の注意点」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyouku/0000060813.pdf>

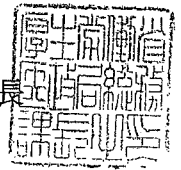




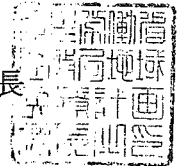
医政総発1010第2号
医政地発1010第2号
医政医発1010第4号
医政歯発1010第2号
医政看発1010第2号
平成26年10月10日

公益社団法人日本医師会担当理事 殿

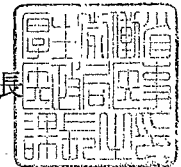
厚生労働省医政局総務課長



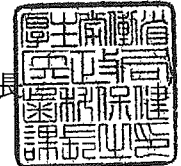
厚生労働省医政局地域医療計画課長



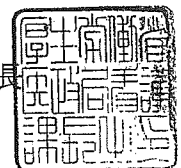
厚生労働省医政局医事課長



厚生労働省医政局歯科保健課長



厚生労働省医政局看護課長



医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組の周知について

近年、医師及び看護師等の医療従事者の不足に伴い、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受けて、一部の民間有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が見られるところ
です。

今般、当省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課において、職業紹介事業者と医療機関等との間の問題の防止を図るため、下記のとおり取組をとりまとめたとの連絡がありましたので、内容について御了知いただくとともに、会員各位等への周知に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、職業紹介事業者との間に問題が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1 リーフレットの作成・周知

職業紹介事業者と医療機関等との間の問題を未然に防止するため、医療機関等が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成し、本省のホームページ等を通じて周知を図ること。

(参考) リーフレットを掲載しているURL

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>

2 医療機関等からの相談対応の強化

医療機関等から職業紹介事業者の利用に係る相談や問合せがあった場合には、各都道府県労働局需給調整事業担当部課室において迅速・丁寧に対応する体制を整えること。

職派需発 1015 第 4 号
平成 26 年 10 月 15 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長
(公印省略)

医師及び看護師等の医療従事者に係る有料職業紹介事業の利用に係る
問題を防止するための取組について（依頼）

需給調整事業に係る指導監督業務については、日頃から多大なる御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、近年、医師及び看護師等の医療従事者の不足に伴い、医療機関において医療従事者の確保が困難となっている状況を受けて、一部の民間有料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者」という。）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が見られるところである。

職業紹介事業者の利用者からの相談については、従来適切に対応いただいているものと承知しているが、かかる状況を踏まえ、今般、別添のとおり、医療機関や福祉施設（以下「医療機関等」という。）が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレットを作成し、当省ホームページに掲載したので、相談窓口の設置も含めて、医療機関等や、関係する職業紹介事業者等に周知を図っていただくとともに、下記に留意の上、職業紹介事業者を利用する医療機関等からの相談対応を強化していただくようお願いする。

なお、本通知については、別途、都道府県衛生主管（部）局、医療関係団体及び有料職業紹介事業者団体へも周知する予定であることを申し添える。

記

1 相談体制の整備について

各都道府県労働局需給調整事業担当部課室においては、医療機関等から職業紹介事業者の利用に係る相談や問合せを受けた場合に迅速・丁寧に対応できる体制を整えること。

2 医療機関等から相談や問合せがあった場合の基本的な考え方

職業安定法等の法令に違反する可能性があるとは判断した事案については、調査の上、違反した職業紹介事業者に対して必要な指導等を行い、迅速に本省に報告を行うこと。

また、違反には当たらないと判断される事案については、上記のリーフレット等により、相談者に対して職業紹介事業者を利用する際の注意点について丁寧に説明すること。

(参考) <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000060813.pdf>

医師・看護師に係る職業紹介に関する アンケート調査結果（概要）

平成26年6月

医師・看護師に係る職業紹介に関するアンケート調査 特別集計結果の概要

○調査の趣旨

今後の職業紹介事業の在り方の検討のため、職業紹介事業所及び求人企業の実態を把握し、職業紹介事業の現在の運営状況等についての調査・分析を行うもの。

○調査対象

以下の方法にて調査票を配布し、対象者が記入後、郵送にて下記の実施者へ直接返送

- ・職業紹介事業者 ……全国の職業紹介事業所から無作為抽出し、調査票を郵送
- ・求人企業 ……調査対象となった職業紹介事業所から取引している求人企業各2社に手交するよう依頼

○有効回答数等

	配付数	有効回答数	有効回収率
(1)職業紹介事業者	5,000(有料4,700、無料300)	1,620 (うち医師・看護師の紹介実績 のある事業所182)	32.4%
(2)求人企業	10,000	852 (うち医療機関164)	8.5%

○調査期間 平成25年12月～26年1月

○委託実施者 株式会社サーベイリサーチセンター

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査①)

1. 紹介手数料率(年収に対する割合)

(単位: %)

	総数	5 %未満	5 ~10 % 未満	10~15% 未満	15~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40~50% 未満	50~80% 未満	80%以上	無回答	平均値
医師 (N=56)	100.0	1.8	—	8.9	8.9	66.1	10.7	—	1.8	1.8	—	22.14%
看護師 (N=91)	100.0	4.4	—	14.3	27.5	45.1	4.4	—	—	1.1	3.3	18.18%
全職種 (N=1283)	100.0	4.5	5.1	17.5	10.4	28.1	20.3	0.4	1.4	2.7	9.7	22.01%

(注)職種ごとに設定している手数料率。固定して定めていない場合は、最も適用件数の多い料率を回答。

※各職種の紹介手数料割合を回答した事業所数を総数として集計。

2. 紹介した職業の年収(のべ件数)

(単位: 件)

		100万円 未満	100~200万 円未満	200~300万 円未満	300~500万 円未満	500~700万 円未満	700~1000万 円未満	1000万円 以上	総計(※)
医師	紹介件数	199	27	78	66	3	5	205	583
	就職件数	189	16	30	24	13	37	381	690
看護師	紹介件数	475	59	161	1,240	611	3	—	2,549
	就職件数	343	44	131	2,338	558	10	—	3,424
全職種	紹介件数	19,352	17,829	19,624	44,009	13,639	10,469	1,368	126,290
	就職件数	10,072	9,209	8,665	12,526	4,084	8,533	1,992	55,081

(注)平成24事業年度の実績。雇用期間が1年に満たない場合は、賃金を年収に換算した上で回答。

※「年収不明」の欄への回答件数は除いている。

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査②)

3. 登録している医師・看護師の年齢 (3つまでの複数回答)

(単位: %)

	総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
医師 (N=98)	100.0	1.0	3.1	11.2	21.4	26.5	14.3	24.5	12.2	23.5	45.9
看護師 (N=149)	100.0	4.7	20.1	27.5	37.6	35.6	22.1	17.4	9.4	16.8	26.2

4. 登録している医師・看護師の経験年数 (3つまでの複数回答)

(単位: %)

	総数	新卒	1年～2年 未満	2年～5年 未満	5年～10 年未満	10年～15 年未満	15年～20 年未満	20年～25 年未満	25年～30 年未満	30年以上	無回答
医師 (N=98)	100.0	1.0	–	3.1	15.3	21.4	22.4	25.5	13.3	19.4	50.0
看護師 (N=149)	100.0	4.0	6.7	32.9	38.9	35.6	21.5	12.8	11.4	10.7	30.2

※「医師または看護師の紹介を行った」と回答した182事業所(医師98事業所、看護師149事業所)に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査③)

5. 紹介した医師の離職率(時点別)

(単位: %)

(N=98)	総数	1 % 未満	1 ~ 3 % 未満	3 ~ 5 % 未満	5 ~ 7 % 未満	7 ~ 10 % 未満	10 ~ 15 % 未満	15 ~ 20 % 未満	20 % 以上	把握して いない	無回答
入職後 3ヶ月以内	100.0	31.6	1.0	3.1	1.0	1.0	1.0	-	3.1	13.3	44.9
入職後 6ヶ月以内	100.0	30.6	5.1	3.1	3.1	2.0	-	-	1.0	13.3	41.8
入職後 1年以内	100.0	21.4	7.1	4.1	1.0	4.1	3.1	1.0	1.0	14.3	42.9

6. 紹介した看護師の離職率(時点別)

(単位: %)

(N=149)	総数	1 % 未満	1 ~ 3 % 未満	3 ~ 5 % 未満	5 ~ 7 % 未満	7 ~ 10 % 未満	10 ~ 15 % 未満	15 ~ 20 % 未満	20 % 以上	把握して いない	無回答
入職後 3ヶ月以内	100.0	22.1	5.4	5.4	1.3	8.1	0.7	2.0	4.7	17.4	32.9
入職後 6ヶ月以内	100.0	18.8	4.0	2.0	2.0	7.4	3.4	3.4	4.0	19.5	35.6
入職後 1年以内	100.0	12.8	2.7	1.3	0.7	5.4	2.7	3.4	5.4	28.2	37.6

※「医師または看護師の紹介を行った」と回答した182事業所(医師98事業所、看護師149事業所)に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査④)

7. 紹介を経て就職した求職者に対して金品を贈る制度

(複数回答) (単位: %)

	総数	就職が決まった段階で金品を贈る制度がある	実際に入職した段階で金品を贈る制度がある	入職から一定期間勤務した場合に金品を贈る制度がある	その他の類似の制度がある	特に金品を贈る制度はない	無回答
医師・看護師の紹介あり※ (N=182)	100.0	0.5	1.1	6.6	3.3	80.2	9.3
全体 (N=1551)	100.0	1.2	0.6	2.0	0.8	78.6	17.4

※「医師または看護師の紹介を行った」と回答した182事業所(医師98事業所、看護師149事業所)に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査⑤)

(7. で「金品を贈る制度がある」と回答した者への質問)

8. 求職者が受け取る金品の金額

(単位: %)

	総数	1万円以下	2万円	3万円	4万円～ 5万円	6万円～ 9万円	10万円 以上	無回答	平均値
医師・看護師 の紹介あり (N=14)	100.0	14.3	7.1	21.4	14.3	7.1	21.4	14.3	4.92万円
全体 (N=52)	100.0	13.5	32.7	13.5	13.5	1.9	11.5	13.5	3.93万円

(7. で「入職から一定期間勤続した場合に金品を贈る制度がある」と回答した者への質問)

9. 求職者が金品を受け取るのに必要な勤続期間

(単位: %)

	総数	1ヶ月以下	2ヶ月	3～4ヶ月	5～6ヶ月	7ヶ月以上	無回答	平均値
医師・看護師 の紹介あり (N=12)	100.0	8.3	—	33.3	50.0	8.3	—	5.08ヶ月
全体 (N=31)	100.0	12.9	3.2	32.3	38.7	6.5	6.5	5.38ヶ月

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査⑥)

10. 紹介先に就職した求職者が一定期間内に離職した際に補償を行う制度

(複数回答) (単位: %)

	総数	紹介手数料の一部又は全部を返還する制度がある	紹介手数料の一部又は全部を後払いにしておき、求職者が一定期間内に離職した場合は後払い分を請求しない制度がある	別の求職者を手数料なしで(又は割安の手数料で)紹介する制度がある	その他の補償を行う制度がある	特に補償を行う制度はない	無回答
医師・看護師の紹介あり※ (N=182)	100.0	52.2	6.6	2.7	0.5	35.2	9.9
全体 (N=1551)	100.0	30.0	3.8	1.6	0.3	45.7	20.9

(10. で「補償を行う制度がある」と回答した者への質問)

11. 補償を行う期間の長さ

(単位: %)

	総数	1ヶ月以下	2ヶ月	3～4ヶ月	5～6ヶ月	7ヶ月以上	無回答	平均値
医師・看護師の紹介あり※ (N=99)	100.0	3.0	—	29.3	57.6	10.1	—	5.56ヶ月
全体 (N=514)	100.0	5.4	1.4	38.1	45.9	4.9	4.3	4.75ヶ月

※「医師または看護師の紹介を行った」と回答した182事業所(医師98事業所、看護師149事業所)に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(紹介事業者調査⑦)

12. 医師・看護師の紹介で、民間職業紹介事業者が他の採用方法と比べたときに持っているメリット

(3つまでの複数回答) (単位: %)

総数 (N=182)	登録者が多いため、条件に合った求職者を確実に紹介できる	能力の高い求職者を紹介できる	迅速に求職者を紹介することができる (採用に至るまでのスピード)	多くの求職者を紹介し、多数の候補の中から求人者に選考してもらうことができる	求職者と医療機関がお互いを十分理解した上で採用できる(ミスマッチの少なさ)
100.0	11.0	22.0	33.5	4.4	53.3

就職後のアフターケア	苦情やトラブルの際の対応	その他	無回答
26.4	14.3	8.8	19.8

※「医師または看護師の紹介を行った」と回答した182事業所(医師98事業所、看護師149事業所)に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(求人企業調査①)

1. 事業所の形態

(単位: %)

総数 (N=164)	病院	診療所 (クリニック)	福祉施設	無回答
100.0	39.0	14.6	41.5	4.9

2. よく利用する採用方法

(3つまでの複数回答)

(単位: %)

	総数 (N=164)	民間職業紹介事業者	公共職業安定所	委託募集	インターネットの求人情報サイトへの掲載	求人情報誌への掲載	新聞広告への掲載	特別の法人等 (地方公共団体、 商工会議所等) (※ナースセンター含む)
医師	100.0	26.2	4.3	0.6	10.4	4.3	-	1.8
看護師	100.0	39.6	51.2	-	15.2	12.8	13.4	6.7
		医局や関係 機関からの紹介	直接募集	職員の紹介	縁故	その他	採用していない	無回答
		27.4	11.6	7.9	7.9	1.8	12.8	40.2
		2.4	22.6	20.1	5.5	2.4	3.0	20.1

※業種を「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(求人企業調査②)

3. 民間職業紹介事業者を利用した採用1件あたりの平均コスト

(単位: %)

	総数	9万円以下	10～19万円以下	20～29万円	30～49万円	50～99万円	100～149万円	150～199万円	200～299万円	300万円以上
医師※ (N=34)	100.0	11.8	2.9	—	8.8	38.2	17.6	—	2.9	17.6
看護師※ (N=59)	100.0	6.8	1.7	—	5.1	22.0	10.2	—	1.7	10.2
全体 (N=852)	100.0	35.4	8.0	10.7	8.3	16.1	11.8	2.9	3.8	2.9

※医師または看護師の求人を出していると回答した112事業所に対する質問

(注)無回答を除いた回答数を総数として集計。

4. 民間職業紹介事業者を利用する理由(病院等)

(単位: %)

総数 (N=84)	確実に求職者を紹介してもらえ ため、他の方法よりも採用に至る可能性が高い	能力の高い求職者を紹介してもらえる	迅速に求職者を確保することができる(採用に至るまでのスピード)	多くの求職者からの応募が期待できる	求職者と事業所がお互いについて十分理解した上で採用できる(ミスマッチの少なさ)	就職後のアフターケアが充実している	苦情やトラブルの際に的確に対応してもらえる	その他	無回答
100.0	33.3	3.6	13.1	11.9	20.2	—	1.2	2.4	14.3

※業種を「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所のうち、医師・看護師の採用に民間職業紹介事業者を利用していると答えた事業所に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(求人企業調査③)

5. 民間職業紹介事業者を通じた採用におけるトラブルについて (3つまでの複数回答)

(単位: %)

総数 (N=84)	紹介手数料の金額について民間職業紹介事業者とトラブルになった	紹介手数料を支払う時期について民間職業紹介事業者とトラブルになった	入職してから、求める能力や適性を備えていないことがわかった(ミスマッチ)	すぐに辞めてしまった	トラブルは特にない	その他	無回答
100.0	4.8	-	26.2	31.0	45.2	3.6	3.6

(5. で「すぐに辞めてしまった」と回答した者への質問)



6. 採用した人が辞めた後の対応 (複数回答)

(単位: %)

総数 (N=26)	同じ民間職業紹介事業者から、紹介手数料なしで(又は割引後の金額で)別の求職者を紹介してもらい採用した	別の民間職業紹介事業者から求職者を紹介してもらい採用した	民間職業紹介事業者ではない別の方法で代わりの人を採用した	代わりの人が採用できず、欠員になってしまった	その他	無回答
100.0	15.4	38.5	11.5	53.8	-	3.8

※業種を「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所のうち、医師・看護師の採用に民間職業紹介事業者を利用していると答えた事業所に対する質問

医師・看護師の職業紹介について(求人企業調査④)

(2. で、医師・看護師いずれの採用にも民間職業紹介事業者を利用していないと回答した者への質問)

7. 民間職業紹介事業者を利用していない理由 (3つまでの複数回答)

(単位: %)

	総数	他の募集方法で採用できているため、必要ない	紹介手数料が高く、採用コストがかさむため	求めている能力を持った人材を紹介してもらえないため	過去にトラブルがあったため、利用をやめた	その他	無回答
医師 (N=100)	100.0	27.0	21.0	6.0	1.0	6.0	52.0
看護師 (N=94)	100.0	37.2	25.5	9.6	2.1	8.5	37.2

※業種を「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所のうち、医師・看護師の採用に民間職業紹介事業者を利用していないと答えた事業所に対する質問

病院・クリニックなど医療機関や福祉施設の皆さまへ

職業紹介サービス利用の注意点

ここ数年、医師・看護師などの医療従事者の採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用した医療機関が対応に苦慮する事例が生じています。

このような問題を未然に防ぐために、事業者を選ぶとき、利用するときに注意することがあります。このリーフレットは、これらのチェックポイント※をまとめたものですので、ぜひご活用ください。

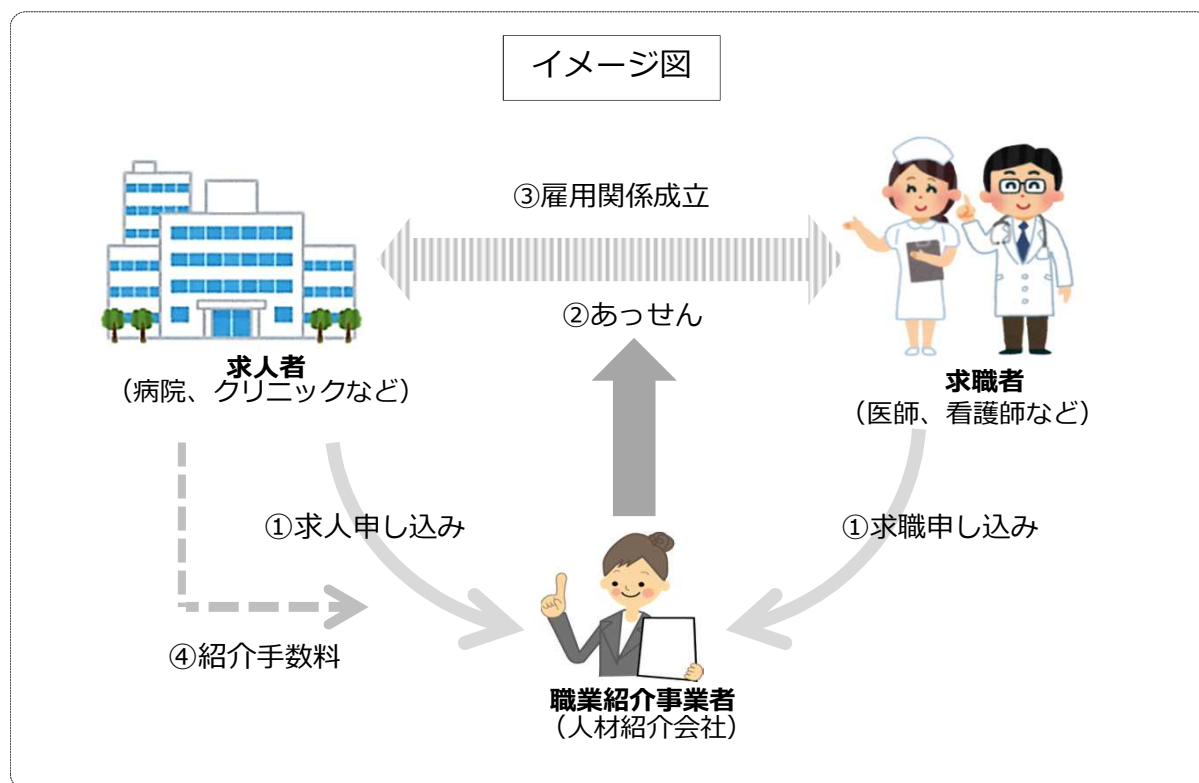
また、都道府県労働局には相談窓口がありますので、あわせてご利用ください。

※ チェックポイントは、あくまで目安ですが、こうした点を事業者にしっかり確認することが、問題の未然防止に役立ちます。事業者の選択・利用は、各自の責任で判断してください。

＜職業紹介サービスとは＞

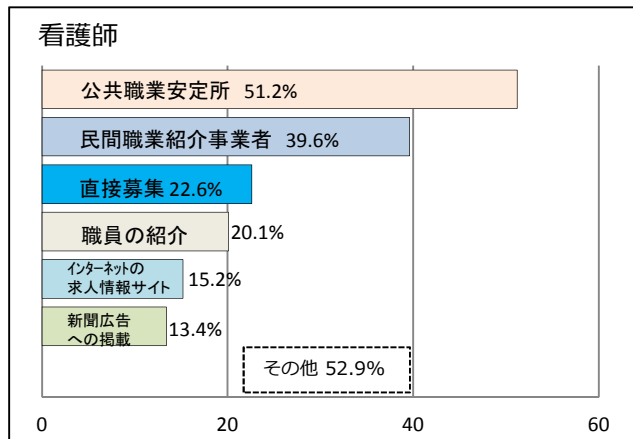
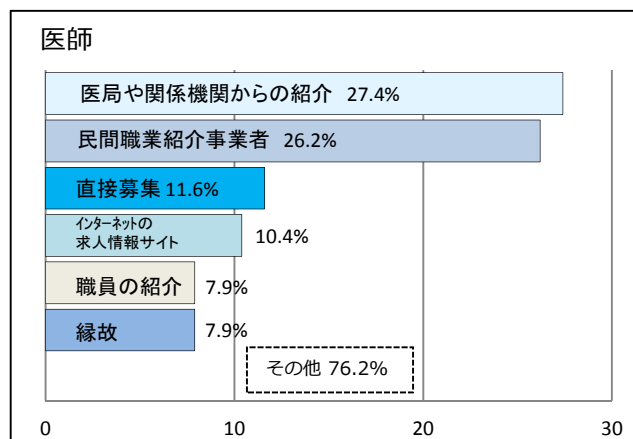
職業紹介とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること」（職業安定法第4条第1項）です。

あっせんを経て雇用関係が成立した場合に、求人者から職業紹介事業者へ手数料を支払うという仕組みが一般的です。



<医師・看護師の採用方法> (上位6位) ※

医師は医局などからの紹介、看護師はハローワークからの紹介が最も多くなっています。
次いで、医師も看護師も民間の職業紹介事業者からの利用が多くなっています。



※ 厚生労働省「職業紹介事業に関するアンケート調査」(平成25年12月実施)で、有効な回答が得られた求人企業852事業所(有効回収率8.5%)のうち、業種は「病院・診療所・福祉施設」と回答した164事業所の回答を集計したもの。

サンプル調査であり、網羅的な調査ではないことに留意。詳細な結果は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049528.html>

職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント

1. 職業紹介事業者を選ぶとき

① 事業者に関する基本的事項

☒ 職業紹介事業の許可を取っているか

事業者には許可番号を尋ねたり、人材サービス総合サイト(厚生労働省運営※)を使ったりして確認しましょう。

※許可を得ているまたは届出を行っている全ての事業所を掲載しています。

人材サービス総合サイト

検索

☒ 取引実績や評判はどうか

医療機関との取引実績がある場合は直近の実績などを確認し、ない場合はよく情報交換するなど、できる限り情報を集め、事業者を選びましょう。事業者を利用した他の医療機関と互いに情報を交換することも有効です。

☒ 紹介した求職者の定着率はどうか

事業者が、自社が紹介して就職した求職者の定着率を把握している場合には、その水準を確認しましょう。

② 事業者・担当者の姿勢

☒ 求人者のニーズをよく理解しようとしているか

担当者は求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を丁寧に聞き取る姿勢があるか。質問には丁寧に答えてくれるか。

☒ 求人者と密に連絡を取り合っているか

- ・希望すれば担当者が来訪して、対面で説明してくれるか。
- ・担当者が頻繁に変わるようなことがないか。
- ・担当が変わっても担当者間で情報が引き継がれているか。

☒ 求職者のニーズについても十分に把握し、調整に努めているか

- ・担当者は求職者の状況や意向についても十分に把握し、それに適した医療機関に紹介しようとする姿勢があるか。
- ・医療機関と求職者の意向の擦り合わせに努める姿勢があるか。

③事業者のサービス内容

☒求人申込み～就職までのプロセスや平均的な期間

希望すれば求人申込みから就職までのプロセス、手続、平均的な期間などについて、説明してくれるか。

☒紹介手数料、支払方法の明示があるか

紹介手数料表を明示しているか。紹介手数料の支払方法・時期を明示しているか。

(参考) 紹介手数料は原則として事業者が自由に設定できますが、上記の「職業紹介事業に関するアンケート調査」によれば、医師・看護師の紹介手数料は年収の20～30%未満を請求している事例が最も多く（医師66%、看護師45%）、業界全体（全職業）では、年収の20～30%が最も多く（28%）なっています。

☒早期離職の際の紹介手数料の返戻ルールがあるか

- ・紹介を受けて就職した求職者が自己都合で早期離職した場合の手数料の減額、返還（返戻制度）がルール化されているか。ある場合は、合理的な内容か。
- ・返戻制度がない場合は、その理由の説明があるか。

(参考) 医師・看護師の職業紹介を扱っている事業者のうち、手数料の返戻制度があると答えた事業者は5割強で、業界全体（全職業）では3割となっています（上記アンケート調査より）。

2. 職業紹介事業者を利用するとき

①求人の希望を伝える

☒必要とする人材の適性や能力を事業者十分に伝える

- ・ミスマッチを防ぐため、どのような人材を採用したいと考えているのか、求める人材の要件（能力、技術、経験年数など）を担当者に具体的に伝えるようにしましょう。
- ・求人に当たっては、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、ミスマッチを防ぐため、求人票などの書面や電子媒体等を作成して労働条件を具体的にし、担当者に交付しましょう。

☒契約内容の確認・検討

紹介手数料、支払方法、返戻制度の規定

- ・事前に受けた説明と同じ内容か、書面や電子媒体等で十分確認してから契約しましょう。
- ・不明な点や納得できない点は、契約を結ぶ前に必ず担当者に確認しましょう。

②人材の選定

☒納得のいく人材を選定する

人材の選定は事業者任せにせず、入念に面接を行い、求める能力や技術を身に付けているか、職場に順応できそうか、などを十分に確認することが重要です。

☒求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生など、求職者が求める情報について十分に回答することが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。

③採用時～採用後

職業紹介サービスとは直接関係しませんが、採用後の早期離職を防ぐために有効なポイントは次のとおりです。

☒円滑なコミュニケーション

労働条件や、職場の悩み・不満を相談できる責任者、相談窓口をあらかじめ決めておくことが、採用後の早期離職を防ぐために有効です。

☒職場環境の点検

職業紹介サービスを通じて採用した職員に限らず、職員の離職率が高い場合には、職場環境に改善すべき点がないか点検することも有効です。

<職業紹介サービス利用に関する相談窓口>

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局では、職業紹介サービスの利用についてのご質問やご相談を受け付けています。また、このリーフレットに係るご意見・ご要望も受け付けています。担当課室名は下記のとおりですので、あわせてご利用ください。

労働局名	担当課室名	代表電話番号	労働局名	担当課室名	代表電話番号
北海道	需給調整事業課	011-709-2311	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	京 都	需給調整事業課	075-241-3225
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	大 阪	需給調整事業第二課	06-4790-6303
宮 城	需給調整事業室	022-292-6071	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	奈 良	需給調整事業室	0742-32-0208
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	島 根	職業安定課	0852-20-7017
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
東 京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	高 知	職業安定課	088-885-6051
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
石 川	需給調整事業室	076-265-4435	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福 井	需給調整事業室	0776-26-8609	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
山 梨	職業安定課	055-225-2857	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
長 野	需給調整事業室	026-226-0864	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛 知	需給調整事業第二課	052-219-5587	沖 縄	職業安定課	098-868-1655
三 重	需給調整事業室	059-226-2165			